

## 志學館大学研究者及び研究支援者の行動規範

志學館大学は、その目的として、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、学園の伝統を継承して、誠実な人がら、豊かな教養、自主的・創造的な行動力を併せもつ有為な人間を育成し、もって文化の創造と社会の充実発展に寄与することを目的とする」ことを掲げている。志學館大学の研究者（以下「研究者」という。）及び研究活動の支援等に携わる者（以下「研究支援者」という。）は、この目的に則り、高い倫理意識を持って研究及び研究支援を適正に遂行・推進するよう、志學館大学公正な研究推進要綱第3条第2項に基づき、次のとおり研究者及び研究支援者の行動規範を策定する。

### 第1章 研究者の責務

#### （研究者の基本的責任）

第1条 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを理解し、自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、自らの研究成果を通して人類の健康と福祉及び社会の安全と安寧に貢献する責任を有する。常に正直、誠実に判断、行動し、科学・技術と自然・社会との関係を広い視野から理解し、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的・論理的に示す最善の努力を払う。

### 第2章 公正な研究

#### （法令の遵守）

第2条 研究者及び研究支援者は、研究の実施、研究費の使用等にあたって、本規範及び法令や学内規程等の関係規則を遵守しながら、本学における研究活動及び研究活動の支援を適切に行う。

#### （公正な研究活動）

第3条 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告の過程において、誠実に行動する。研究者は、研究資料等の保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、また加担・隠ぺいしない。

#### （研究対象などへの倫理的配慮）

第4条 研究者は、研究対象者的人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などについても、真摯な態度でこれを扱う。

#### （他者との関係の尊重）

第5条 研究者は、他者の成果を適正に取り扱うと同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

#### （差別の排除）

第6条 研究者は、研究活動において、人種、ジェンダー、障がいの有無、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

#### （利益相反）

第7条 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織又は異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、本学の研究活動の目的及び公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究費の適正な使用)

第8条 研究者及び研究支援者は、研究環境の整備や研究の実施に供される研究費は、真理の解明やさまざまな課題の達成への社会的な期待の上に成り立っていることを常に自覚し、研究費を適正に使用する。

#### 第4章 不正の予防

(公正な研究環境の整備)

第9条 研究者及び研究支援者は、責任ある研究の実施と研究上の不正行為及び研究費の不正使用の防止を可能にする公正な環境の確立・維持・質的向上の重要性を自覚し、研究上の不正行為及び研究費の不正使用とこれへの加担・隠ぺい等を予防するため、大学が実施する公正な研究環境の整備のための啓発活動に継続的に取り組む。

#### 附 則

この規範は、平成19年10月31日から施行する。

#### 附 則

この規範は、平成27年3月25日から施行する。

#### 附 則

この規範は、平成28年8月3日から施行する。

#### 附 則

この規範は、平成30年1月17日から施行する。

#### 附 則

この規範は、令和3年9月8日から施行する。

#### 附 則

この規範は、令和4年11月30日から施行する。